

犯罪被害者条例制定への経緯を語る児島さん(右から2人目) = 3日、東京都千代田区の日比谷図書文化館



# 犯罪被害者支援条例を

東京で  
シンポ

## 奈良の児島さん訴え

自治体による犯罪被害者支援を考えるシンポジウム「犯罪被害者がのぞむ支援を、どの地域でも」(被害者が創る条例研究会主催)

が3日、東京都千代田区の日比谷図書文化館で開かれた。平成12年に交通事故で長男健仁さん(当時18歳)を亡くしたNPO法人KE NTO代表の児島早苗さん、奈良市がパネ

リストとして登壇、自身がたどった被害者支援条例制定への道のりを語った。

同会は、犯罪被害者やその家族らに対する相談▽情報提供▽保健医療・福祉サービス▽安全確保▽居住の安定▽雇用の安定▽補償金などの充実や司法手続の支援、被害者理解の啓発などを各自自治体が条例として制定す

る必要性を訴えている。

児島さんは同26年、県会議長に請願書を提出。その後、大和郡山市にも働き掛け、同28年4月に県と同市で被害者条例が施行されるに至った経緯を説明。その上で「声を上げれば支援の輪が広がる。皆さんの町に条例ができることを願っている」と話した。